

学生だからこそ、まちなかへ。 広がる学び、深まるつながり。

対象者

15歳～30歳の
学生が対象

補助金額

最大 月額 **7千円**

対象期間

最長 **2年間**が対象

学生向けまちなか居住促進事業とは？

前橋市では、若者のまちなか居住を促進し、新たなまちづくりの担い手の育成とまちなかの活性化を図るため、「学生向けまちなか居住促進事業」を実施します。学校だけでは得られない経験や、まちとの関わりの中で生まれる新たな可能性を、ぜひ見つけてみませんか？



対象

**指定シェアハウスに居住する
15歳～30歳の学生** で次の要件をすべて満たす方

- ☒ 本市が指定するシェアハウスに居住または新たに入居し、住民登録をしている方
- ☒ 本市近郊の高等学校、専門学校、大学等に通学している方
- ☒ 市税の滞納がない方
- ☒ まちづくり活動を実施し、定期報告できる方
※高校生は半年ごと、大学生等は四半期ごとに報告が必要です。

補助金額

月額 **7千円** または **家賃の1/3の額**
のいずれか低い額

対象
経費

指定シェアハウスの家賃
(駐車場代や光熱水費は除く)

補助金額

最長 **2年間** (連続する24ヶ月) が対象



申請に必要な書類

前橋市HPから
ダウンロード

- ☐ 交付申請書兼誓約書
- ☐ 概算払理由書（概算払で補助金を請求を予定する場合）

ご自身で
用意するもの

- ☐ 住民票の写し
- ☐ 学生証
- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ その他必要と認める書類

様式ダウンロードは
こちらから



対象となるシェアハウス

共同亀屋住宅

前橋市千代田町四丁目12-3



弁天シェアハウス

前橋市千代田町三丁目4-7



One Worldシェアハウス

前橋市千代田町五丁目13-10



シェアフラット馬場川

前橋市千代田町二丁目12-1



リバ邸前橋

前橋市三河町一丁目1-1



広瀬川コート中澤庵

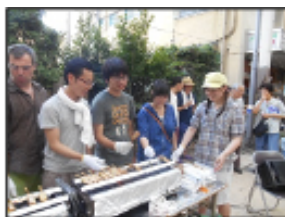
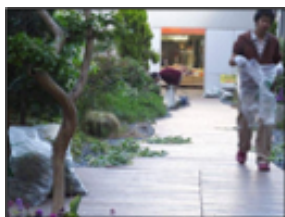
前橋市住吉町二丁目2-13



まちづくり活動報告について

本補助金を受ける条件として、「まちづくり活動」を実施し、高校生は半年ごと、大学生等は四半期ごとに報告書を本市に提出する必要があります。

「まちづくり活動」の分野は問いません。商店街やイベントでのボランティア活動、ゼミ・サークルでの活動など、まちのためにできることを積極的に取り組んでください。



【活動例】

- ・商店街のお手伝い
- ・地元FMラジオでの発信
- ・沿道での清掃活動 など

